② 遊離酸及び遊離アルカリ　本品１g（0.5～1.4g）を新たに煮沸し冷却した水10mLに溶かし、フェノールフタレイン試液１滴を加えるとき、紅色を呈してはならない。さらに、0.1mol/L水酸化ナトリウム溶液１滴を加えるとき、紅色を呈さなければならない。

③ 安息香酸塩及びサルチル酸塩　本品0.5g（0.45～0.54g）を水10mLに溶かし、酢酸５滴及び塩化第二鉄試液３滴を加えるとき、沈殿を生じてはならない。また、紫～赤紫色を呈してはならない。

④ 重金属　本品1.0g（0.95～1.04g）を水45mLに溶かし、希酢酸２mLを加え、これを試料溶液として重金属の試験を行うとき、その量は、10μg/g以下でなければならない。

⑤ ヒ素　本品2.5g（2.45～2.54g）を分解フラスコに入れ、硝酸10mL及び硫酸５mLを加えて加熱する。溶液がなお褐色を呈するときは、放冷した後、硝酸１mLを追加して加熱する。この操作を溶液が無色～淡黄色となるまで繰り返した後、白煙が発生するまで加熱する。放冷した後、水10mL及び飽和シュウ酸アンモニウム液15mLを加え、再び白煙が発生するまで加熱する。放冷した後、水を加えて25mLとし、この５mLを量り、これを試料溶液として装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない。ただし、標準色は、ヒ素標準液10mLを分解フラスコに入れ、硝酸10mL及び硫酸５mLを加え、以下試料の場合と同様に操作して作る（４μg/g以下）。

⑥ *o*-トルエンスルホンアミド　本品10g（9.5～10.4g）を水50mLに溶かし、酢酸エチル30mLずつで３回抽出を行い、酢酸エチル層を集め、25w/v%塩化ナトリウム溶液30mLを用いて洗い、無水硫酸ナトリウムで脱水した後、酢酸エチルを留去し、残留物に内部標準物質溶液５mLを加えて溶かし、これを試料溶液とする。別に、*o*-トルエンスルホンアミドの酢酸エチル溶液（１→1,000）１mLを量り、水浴上で加熱して酢酸エチルを除いた後、残留物に内部標準物質５mLを加えて溶かし、これを標準液とする。試料溶液及び標準液につき、次の操作条件でガスクロマトグラフ法により試験を行うとき、試料溶液のカフェインのピーク高さ（$H_S$）と*o*-トルエンスルホンアミドのピーク高さ（H）との比$H/H_S$は、標準液のカフェインのピーク高さ（$H'_S$）と*o*-トルエンスルホンアミドのピーク高さ（H′）との比$H'/H'_S$を超えてはならない（100μg/g以下）。ただし、内部標準物質溶液は、カフェインの酢酸エチル溶液（１→5,000）を用いる。

操作条件

カラム充塡剤：177～250μmのガスクロマトグラフ用ケイソウ土担体に、当該担体に対して３%になる量のコハク酸ジエチレングリコールポリエステルを含むクロロホルム溶液を加え、クロロホルムを蒸発し、乾燥したものとする。

カラム管：内径３～４mm、長さ１mのガラス管又はステンレス管

カラム温度：195～205℃の一定温度

検出器：水素炎イオン化検出器

キャリヤーガス：窒素ガスを用いる。カフェインが約６分後に現れるようにカラム温度及びキャリヤーガスの流速を調整する。

乾燥減量　15%以下（１g，120℃，４時間）

定量法　本品を120℃で４時間乾燥した後、その約0.3gを0.001gの桁まで量り、その数値を記録し、非水滴定用氷酢酸20mLを加えて溶かし、0.1mol/L過塩素酸で滴定する（指示薬　クリスタルバイオレット・氷酢酸試液２滴）。終点は、溶液の紫色が青色を経て、緑色に変わるときとする。別に同様の方法で空試験を行い補正する。

0.1mol/L過塩素酸１mL＝20.52mg$C_7H_4NNaO_3S$

(イ) 保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

イ　製剤（その１）

(ア) 成分規格

サッカリンナトリウム製造用原体の成分規格を準用する。

(イ) 保存の方法の基準

サッカリンナトリウム製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

ウ　製剤（その２）

(ア) 成分規格

本品は、サッカリンナトリウム製造用原体に、賦形物質を混和した粉末又は結晶性粉末である。

含量　本品は、定量するとき、表示量の90～110%に相当するサッカリンナトリウム（$C_7H_4NNaO_3S$）を含む。

確認試験

① 本品の表示量に従い、サッカリンナトリウム製造用原体約0.5gを含む量を量り、水30mLを加え、よく振り混ぜた後、必要ならば、ろ過する。この溶液に希塩酸１mLを加え、１時間放置し、生じた白色結晶性の沈殿をろ取し、よく水洗し、105℃で２時間乾燥し、これを試料とする。この試料0.5g（0.45～0.54g）を量り、以下サッカリンナトリウム製造用原体の確認試験①を準用する。

② ①の試料20mg（19.5～20.4mg）を量り、以下サッカリンナトリウム製造用原体の確認試験②を準用する。

③ ①の試料0.1g（0.05～0.14g）を１mol/L水酸化ナトリウム試液５mLに溶かし、静かに加熱して蒸発乾固し、放冷する。残留物を水約20mLに溶かし、希塩酸で中和した後、ろ過し、ろ液に塩化第二鉄試液１滴を加えるとき、紫～赤紫色を呈する。

④ ①の試料につき、サッカリンナトリウム製造用原体の確認試験④を準用する。

定量法　サッカリンナトリウム（$C_7H_4NNaO_3S$）約0.3gを含む量の本品を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、非水滴定用氷酢酸20mLを加えて溶かし、0.1mol/L過塩素酸で滴定する（指示薬　クリスタルバイオレット・氷酢酸試液２滴）。この場合において、滴定の終点は、溶液の紫色が青色に変わるときとする。同様の方法で空試験を行い補正する。

0.1mol/L過塩素酸１mL＝20.52mg$C_7H_4NNaO_3S$

(イ) 保存の方法の基準

密閉容器に保存すること。

(130)　着香料

ア　製造用原体

(ア) 成分規格

本品は、エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、１種又は２種以上を有効成分として含有する液状物である。

(イ) 保存の方法の基準

遮光した気密容器に保存すること。

イ　製剤（その１）

(ア) 成分規格

製造用原体の成分規格を準用する。ただし、飼料に用いられる量において、有害作用を呈すると認められないものである。

(イ) 保存の方法の基準

製造用原体の保存の方法の基準を準用する。